計 画 書



中播都市計画地区計画の変更(姫路市決定) 都市計画垣内津市場地区地区計画を次のように変更する。

	名 称		垣内津市場地区地区計画	
位 置		置	姫路市網干区垣内西町、網干区垣内本町、網干区垣内南町、網干区津市場 及び網干区余子浜	
面積		積	約28. 1 h a	
区域の整備	地区計画の目標		本地区は、山陽電鉄網干駅より北西へ約200~1,300mに位置し、本市西部の副核として位置づけられている山電網干駅周辺地区に隣接した住宅地であり、今後、土地区画整理事業等による道路や公園等の基盤施設の整備により、急速な市街化の進行が予想される地区である。 このため、今後の市街化を適切に誘導し、うるおいのある良好な住環境の形成を図ることを目標とする。	
・開発及び保全に	土地利用の方針		一般住宅地区、沿道住宅地区、住宅地区を適切に配置するとともに、相互に調和を図る。 それぞれの地区ごとの土地利用の方針は、以下のとおりとする。 1 一般住宅地区 戸建専用住宅を中心とした良好な中低層住宅地としての土地利用を図る。 2 沿道住宅地区 周辺の住環境と調和したまちなみの形成を図りつつ、良好な中低層住宅地としての土地利用を図る。 3 住宅地区 良好な中低層住宅地としての土地利用を図る。	
関す	地区施設の 整備の方針		土地区画整理事業により整備される道路の機能が損なわれないよう維持、 保全を図る。	
る方針	建築物等の 整備の方針		建築物等の用途の制限、建築物等の高さの最高限度を定めることにより、良好な 住環境の形成を図るとともに、地区全体として調和のとれたまちなみ景観の形成に 努める。	
地	地区の細区分	2 名称	一般住宅地区	沿道住宅地区
		面積	約 16.5ha	約 2.0ha
区			次の各号に掲げるものは建築してはならない。	次の各号に掲げるものは建築してはならない。
整	建築物質	建築物等 の用途の	(1) 長屋住宅及び共同住宅で1住戸当たりの床面積(ベランダ及びバルコニーの床面積を除く)が40㎡未満の	(1) 長屋住宅及び共同住宅で1住戸当たりの床面積(ベランダ及びバルコニーの床面積を除く)が40㎡未満の
備計	建築物等に関する事項	制限	もの	もの (2) 集会場(近隣住民を対象とした公民
画	事項	建築物等 の高さの 最高限度	1 2 m	館、集会所を除く) 1 5 m

「地区計画区域及び地区整備計画区域は、計画図表示のとおり」 理由 別紙理由書のとおり